

NEWS LETTER **2** 2012

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますがまだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、お体をご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



年金所得者の申告手続きが 簡素化

年金から控除されている
社会保険と税金

雇用保険の被保険者の範囲と
使用人兼務役員
教育訓練費は
過去10年で最低の水準に

税理士法人 小川会計

新潟県新潟市東区豊2丁目6番52号

TEL : 025-271-2212 / FAX : 025-271-2224

年金所得者の申告手続きが簡素化



ぬか喜び



サラリーマンは、確定申告不要制度が設けられています。この制度は、一定の条件に該当する場合には所得税の確定申告をしなくてもいいですよ、という制度です。この制度があるために、サラリーマンのほとんどの方が確定申告をしなくてもよいことになっています。一方、年金所得者は、今までこのような制度がなかったために、数万円のことでも毎年所得税の確定申告手続きを行わなければなりません。

平成23年度税制改正により 年金所得者の申告手続きが簡素化

しかし、平成23年度の税制改正により、次のすべての条件に該当する方は、所得税の確定申告手続きを行わなくてもよいことになりました。

- (1) 公的年金等の収入金額が年間400万円以下
- (2) 上記(1)以外の所得金額が年間20万円以下

ただし、年金所得者世代は医療費の支払いが比較的多く、医療費控除の適用を受けたい場合もあるかと思えます。このような場合には、引き続き所得税の確定申告手続きを行う必要があります。これは、医療費控除の他、寄附金控除、雑損控除、年金から控除されない社会保険の普通徴収分などの社会保険料控除、生命保険料控除や地震保険料控除など、現行、公的年金等の支払いを受ける際に差し引かれる源泉所得税の計算上、考慮されていない所得控除項目を受けたい場合などが該当します。

確定申告手続きを行う場合には、基本的にすべての所得を申告する必要があります。特に、上記(2)の所得がある方については、上記(1)および(2)の申告をした上で医療費控除の適用を受けることになります。そのため確定申告手続きをした方が、税金は得をするかどうかを予め試算する必要があります。

確定申告手続きを行った後に「やっぱり申告はやめます。」といって撤回することはできませんので、申告するかどうかの選択は慎重に行いましょう。

なお、所得税の確定申告手続きが簡素化されても、住民税の確定申告手続きまで簡素化されてはいません。上記の条件に該当して所得税の確定申告手続きを行わない場合であっても、上記(2)の所得があれば住民税の確定申告手続きは行う必要がありますので、ご注意ください。



年金から控除されている 社会保険と税金

公的年金を受け取る方（年金所得者）は、年金を受け取る際に社会保険料が差し引かれています。この社会保険料が差し引かれる行為を「特別徴収」といいます。また、社会保険料の他にも受け取る際には税金が差し引かれています。この税金が差し引かれる行為を「源泉徴収」といいます。毎年1月頃になると、前年中にどれだけ年金を受け取り、またどれだけ特別徴収や源泉徴収されているのかを知る書類がお手元に届きます。これが、「公的年金等の源泉徴収票」です。

公的年金等の源泉徴収票の見方

右様式は、日本年金機構のホームページ上で掲載されている公的年金等の源泉徴収票の様式のひな型です。このひな型に記載されている、あ～かは、それぞれの項目には何が記載されているかを説明するための番号です。今回はこの中で、確定申告の際に必要な情報について抜粋し、ご説明します。

源泉徴収票の様式

平成22年分 公的年金等の源泉徴収票		源泉徴収票について	
住所又は居所 氏名 生年月日		1 「支払金額」欄の金額は、平成22年中にお支払いした金額（所得税と社会保険料を差し引く前の金額）です。また、平成23年1月にお支払いした金額も含みます。（所得税法の規定によります。）したがって、「支払金額」欄の金額と現在お支払いしている年金の金額とは、相違しますのでご承知ください。	
区分	支払金額 源泉徴収税額	2 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。	
法203条の2第1号適用分	あ い	所得税法第203条の3第1号適用 老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方	
法203条の2第2号適用分		所得税法第203条の3第2号適用 65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方	
法203条の2第3号適用分		所得税法第203条の3第3号適用 扶養親族等申告書を提出されていない方（上記第1号、第2号に該当しない方）	
年金の種類	本人控除対象配偶者の有無等	3 「社会保険料の金額」欄の内訳は、換要欄に記載しています。社会保険料は、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。	
扶養親族の種別	有 無	4 公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税の控除対象とされていないため、記載しておりません。個人住民税額については、お住まいの市（区）役所又は町村役場にお問い合わせください。	
特定老人その他特別その他	社会保険料の金額		
（換要）	え お		
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長	印	この源泉徴収票は、税務署に確定申告をする必要があるときにご使用ください。	
		■ 次のような場合などは、確定申告が必要となります。 ● 給与収入や他の公的年金の収入などがある場合 ● 生命保険料控除や医療費控除を受けようとする場合 ■ 確定申告書の用紙及び手引きは、税務署や市（区）役所または町村役場などに用意してあります。 ■ 確定申告についてお分かりにならないことがありましたら、お近くの税務署や税務相談室にお問い合わせください。 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報を http://www.nta.go.jp でご覧いただけます。	

あ： 年中に受け取った年金の合計額が記載されています。この金額は、特別徴収や源泉徴収される前の金額です。確定申告をする際には、この金額を収入金額として記載します。

い： 年金から源泉徴収された所得税の合計額が記載されています。

お： 年金から特別徴収された社会保険料の合計額が記載されています。

特別徴収と源泉徴収税額は誰が負担したか？

確定申告をする際、特別徴収分は社会保険料控除として、源泉徴収分は源泉徴収税額として計算しますが、これらを負担したのはこの年金を受けた人です。当然といえば当然ですが、たとえば次のような場合に、処理を誤ってしまう方がいらっしゃいます。

例. 夫＝年金所得者、確定申告を要する（妻を控除対象配偶者として、配偶者控除を適用する）
（公的年金等の源泉徴収票に記載されている特別徴収分20,000円、源泉徴収税額50,000円）

妻＝年金所得者、確定申告不要

（公的年金等の源泉徴収票に記載されている特別徴収分5,000円、源泉徴収税額0円）

上記の場合において、夫の確定申告上、社会保険料控除として所得控除が受けられるのは、夫の特別徴収分20,000円のみです。たとえ妻が夫の控除対象配偶者となっても、妻の年金から控除された特別徴収分5,000円はあくまでも妻が負担したものであり、夫が負担したものではありません。そのため、この5,000円は夫の社会保険料控除とすることはできませんが、扶養者である夫が負担したものとして、夫の社会保険料控除としてしまう方がいらっしゃいますので、注意しましょう。

なお、夫が上記とは別に普通徴収による社会保険料を負担しており、この際に妻の分も合わせて負担している場合には、妻の分と合わせて夫の社会保険料控除とすることができます。あくまでも社会保険料控除は、誰が負担したか、が重要です。

雇用保険の被保険者の範囲と 使用人兼務役員

平成22年4月に雇用保険制度が改正され、31日以上雇用見込みがあり、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員については雇用保険に加入することとなりました。このように雇用保険の適用範囲が拡大され、多くの従業員が雇用保険の加入対象になりますが、加入要件を満たした場合であっても、雇用関係の状態等によっては被保険者とならない場合があります。そこで今回はこの被保険者の範囲について解説しましょう。

雇用保険の被保険者になる者の範囲

アルバイトとして大学生（昼間学生）を雇用した場合や従業員が複数の事業所で勤務することになった場合に、雇用保険に加入しなければならないか否かの判断に迷うことがあります。これらの従業員は、一定の条件の下で雇用保険に加入することになっています。下表で判断に迷うものを例示しておきます。

大学生 (昼間学生)	被保険者になる者	卒業見込証明書を有する者で、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業主に雇用される者および休学中の者、事業主の命により雇用関係を存続したまま大学院等に在学する者は被保険者になります。
	被保険者にならない者	大学生(昼間学生)が夜間において就労しても被保険者になりません。
事業主と同居 の親族	被保険者になる者	原則として、被保険者になりませんが、次の①から③のいずれにもあてはまる場合は、被保険者となります。 ①業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態がその事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇および賃金の決定、計算および支払方法、締切・支払の時期が明確に定められ、その管理が他の従業員と同様になされていること。 ③事業主と利益を一にする地位(取締役等)にないこと。
	被保険者にならない者	上記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。
2以上の適用事業主に雇用される者		その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の下において被保険者となります。
長期欠勤者		賃金の支払いがなくても、雇用関係が存続する限り被保険者になります。

使用人兼務役員の取扱い

原則として、会社の役員は雇用保険の被保険者になりません。ただし、役員でありながら労働者性を併せ持つ使用人兼務役員という立場が存在し、この場合、以下の3つの要件をすべて満たすことで引続き雇用保険の被保険者となります。

- ①部長や工場長など従業員としての身分があること
- ②給料支払等の面からみて労働者的性格が強いこと
- ③雇用関係が明確に存在していること

使用人兼務役員となる場合には、別途、ハローワークでの手続きが必要となり、「兼務役員にかかる雇用保険被保険者資格要件証明書」(※各ハローワークによって名称が異なります)に登記事項証明書、就業規則、賃金規程、出勤簿等を添えて届出を行い、労働者性の有無について確認を受けることとなります。なお、雇用保険料の対象は、役員報酬を除いた従業員部分の給料のみとなります。また、役員報酬等に変更が生じた場合についてもその都度、ハローワークで確認を受ける必要があります。

教育訓練費 は 過去10年で 最低 の水準に

企業の成長に従業員の成長は欠かせません。そして従業員の成長には教育訓練が必要です。では企業は従業員の教育訓練にいくら費やしているのでしょうか。ここでは、平成23年10月に発表された厚生労働省の調査結果（※1）から、常用労働者1人当たり平均の教育訓練費を紹介します。

教育訓練費の平均は1ヶ月1,000円程度

厚生労働省の調査結果によると、22年の常用労働者1人1ヶ月当たり平均の教育訓練費は1,038円となりました。従業員規模別にみると右表のようになっています。

規模別にみると、1,000人以上が最も多く1,469円となっています。一方、30～99人規模では691円で1,000人以上規模の半分以下に留まっています。

常用労働者1人当たり平均の教育訓練費

（単位：円）

従業員規模	1ヶ月当たり	年間
平均	1,038	12,456
30～99人	691	8,292
100～299人	736	8,832
300～999人	984	11,808
1,000人以上	1,469	17,628

厚生労働省「平成23年就労条件総合調査」より作成

平成10年以降では最低の水準に

次に最新の調査結果を過去と比較できる形でまとめると（※2）、下表のようになります。調査年ごとに増減を繰り返していますが、22年の結果は1,120円で、過去4回の中で最も低い水準となっています。

常用労働者1人当たり平均の教育訓練費の推移

（単位：円）

	平成10年	平成14年	平成18年	平成22年
1ヶ月当たり	1,464	1,256	1,541	1,120
年間	17,568	15,072	18,492	13,440

厚生労働省「平成23年就労条件総合調査」より作成

「企業は人なり」、といわれるように企業の成長発展には、従業員の成長が不可欠です。東日本大震災や昨今の円高の影響などもあり、企業を取り巻く経済環境は厳しい状態が続いていますが、必要な研修や訓練などには、可能な限り参加させたいものです。

ただし、どうしても教育訓練費用を削減しなければならない企業もあるでしょう。こうした企業では、ただ教育訓練費を削減するのではなく、限られた費用の中で最大限の効果を発揮できるような教育訓練プランを検討してはいかがでしょうか。教育訓練費におけるムダもみつかるとは思いません。

（※1）厚生労働省「平成23年就労条件総合調査」

日本標準産業分類に基づく15大産業に属する、常用労働者が30人以上の民間企業から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業を対象にした調査です。データは22年のものになります。なお、ここで紹介している年間の教育訓練費データは筆者が1ヶ月当たりのデータを12倍して求めた数字です。詳細は以下の厚生労働省のページで確認できます。

厚生労働省「平成23年就労条件総合調査」 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html>

（※2）19年以前は調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としていたため、ここでの22年のデータは本社の常用労働者が30人以上の民間企業で集計のものになっています。

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

2012年2月

お仕事備忘録

- 1. 固定資産税の納付(第4期分)
- 2. 確定申告の受付開始
- 3. 4月昇給の場合の資料収集等の準備
- 4. 新入社員の受入準備
- 5. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施
- 6. 閏年によるスケジュール調整



1. 固定資産税の納付(第4期分)

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。納付期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 確定申告の受付開始

平成23年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、2月16日から3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は3月15日が納期限となるため、確定申告書を提出した後の納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は3月15日ではなく、4月20日です。

また、所得税の還付を受けるための確定申告(還付申告)をする場合には、1月1日から受付が開始されています。早期提出すると早期還付が受けられますので、還付申告をする場合には、早く提出するとよいでしょう。

なお、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日(今年は曜日の関係で4月2日)が納期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月25日です。

3. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の企業は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集し、会社の業績資料から原資の検討を行ったり、部門、個別評価や配分の検討を行ったり等、昇給の準備を開始しましょう。

4. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受け入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給給与品の手配、研修の企画等、受入の準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

5. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等の点検(消火器、非常口、非常階段、避難経路等)をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法(連絡方法、避難対策等)について周知しておきましょう。

6. 閏年によるスケジュール調整

今年は閏年のため、1日多い29日です。例年とは1日ずれるため、段取りをしっかりとっておきましょう。特に、月末入金のものに注意します。

